

平成24年12月25日

建築士法に基づく行政処分につきまして

株式会社 日建設計

この度、弊社は、弊社元職員による一級建築士資格の詐称に関しまして、建築士法第26条第2項第8号に基づき、東京都より戒告処分を受けました。

本件に関しまして、ご関係の皆様にご多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

弊社は今回の処分を重く受け止め、あらためて高い職業倫理観の醸成に徹底して取り組んでまいります。

何卒ご理解を賜り、従前同様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

※ 本リリースは内容の変更を避けるため保護しております。
ご了承くださいませようお願い申し上げます。